

川口市契約に関する規則第2条第2項の規定に基づき資格要件を定める要綱

(趣旨)

第1条 市が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格要件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）その他別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(競争入札の参加資格要件)

第2条 川口市契約に関する規則第2条第2項の規定に基づき市長が定める資格要件は、本市の市税に未納がないこととする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。